

三鷹市スポーツバス使用要綱（平成29年三鷹市施行）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○三鷹市スポーツバス使用要綱</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月1日 施行 令和8年3月10日 改正</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、三鷹市スポーツバス（以下「バス」という。）を適正に管理運営するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「バス」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する普通自動車をいう。</p> <p><b>（バスの車両）</b></p> <p><b>第3条 バスの車両は、原則として車体の全長が9メートル未満のものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</b></p> <p><b>（使用者）</b></p> <p><b>第4条 バスの使用者は、三鷹市及び次の各号に掲げるものとする。</b></p>	<p>○三鷹市スポーツバス使用要綱</p> <p style="text-align: right;">平成29年4月1日 施行</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、三鷹市スポーツバス（以下「バス」という。）を適正に管理運営するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「バス」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する普通自動車をいう。</p>

(1) 三鷹市スポーツ協会及びその加盟団体並びに三鷹市地域スポーツクラブ

(2) 三鷹市のスポーツ連合組織

(3) その他公益目的のため特に市長が必要と認めた団体

(使用範囲及び使用の順位)

第5条 バスの使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 三鷹市が主催又は共催する事業

(2) 三鷹市を代表して参加するスポーツ行事又はスポーツ大会

(3) 前条各号の使用者が主催する事業のうち三鷹市の姉妹・友好市町村等とのスポーツを通じた交流を目的とする事業

(4) 前条各号の使用者が主催する事業（前号に掲げる事業を除く。）

(5) その他公益目的のため特に市長が必要と認める事業

2 バスの使用の順位は、前項各号に掲げる事業等の順序とする。

(運行範囲)

第6条 バスの運行範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日帰り

三鷹市役所から運行距離で片道100km以内（高速道路を利用する場合は、120km以内）とする。ただし、三鷹市の校外学習施設「三鷹市川上郷自然の村」へ行くために使用する場合は、この限りでない。

(2) 宿泊

(使用範囲)

第3条 このバスの使用範囲は、三鷹市の事務事業に使用するとき、その他公益目的のため特に市長が必要と認めるときとする。

(運行範囲)

第4条 バスの運行範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日帰りの場合

三鷹市を中心におおむね片道100km以内（高速道路を利用する場合は、120km以内）とする。ただし、三鷹市の校外学習施設「三鷹市川上郷自然の村」へ行く場合は、この限りでない。

(2) 宿泊の場合

**三鷹市役所から運行距離で**片道200km以内（高速道路を利用する場合は、240km以内）とする。ただし、三鷹市の姉妹市町である福島県矢吹町へ行く**ために使用する**場合は、この限りでない。

- 2 前項各号に規定する距離を越えて運行しなければならない場合は、あらかじめ市長と協議をするものとする。

(使用日時)

**第7条** バスの使用日時は、次に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 12月20日から翌年1月10日までの日  
(2) 車両の**法定**点検整備日

(使用回数)

**第8条** 第4条各号の使用者がバスを使用できる回数は、年度につき2運行までとする。ただし、宿泊を伴う場合には、1運行とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に掲げる使用者の**運行距離が超過する場合又は第5条各号に掲げる事業等の使用日時外でバスを使用する場合は、1運行とする。**

(使用計画の決定)

**第9条** 翌年度にバスの使用を希望する者（以下「希望者」という。）は、**前年度の1月末までに三鷹市スポーツバス使用計画案（様式第1号。以下「使用計画案」という。）を市長に提出するものとする。**

**三鷹市を中心におおむね**片道200km以内（高速道路を利用する場合は、240km以内）とする。ただし、三鷹市の姉妹市町である福島県矢吹町へ行く場合は、この限りでない。

- 2 前項各号に規定する距離を越えて運行しなければならない場合は、あらかじめ市長と協議をするものとする。

(使用日時)

**第5条** バスの使用日時は、次に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 12月20日から翌年1月10日までの日  
(2) 車両の**法定**点検整備日

2 市長は、第4条から第6条までの規定に基づき希望者の使用計画案の内容を審査し、翌年度のバスの使用計画を決定する。この場合において、希望者から提出のあった使用計画案による運行費用の合計額が予算の範囲を超える場合は、第5条第2項に規定する使用の順位が上位の区分のものから決定し、次点の順位の区分にあるものの全てを決定できないときは、その区分における使用計画案の中から抽せんにより決定するものとする。

(使用申請及び承認)

第10条 バスを使用する者(以下「使用者」という。)は、三鷹市スポーツバス使用申請書(様式第2号)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 7月又は8月の運行 5月31日まで

(2) 前号以外の期間の運行 使用希望日の40日前まで

2 市長は、前項の申請があった場合は内容を審査のうえ、速やかに使用の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項により使用をさせることを決定した場合は、三鷹市スポーツバス使用承認書(様式第3号)を使用者に交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

4 前2項による使用者を決定する順位は、次の各号の順序とする。

(1) 前条第2項により決定した使用計画の希望者

(2) 前号の希望者を除く使用者

(使用申請及び承認)

第6条 バスを使用する者(以下「使用者」という。)は、三鷹市スポーツバス使用申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は内容を審査のうえ、速やかに使用の可否を決定しなければならない。

3 市長は、前項により使用をさせることを決定した場合は、三鷹市スポーツバス使用承認書(様式第2号)を使用者に交付するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(使用承認後の変更等)

**第11条** 市長は、自然条件、車両故障等によりバスの使用に支障が生じた場合は、使用承認後も使用日時の変更又は使用の取消しをすることができる。この場合において市長は、速やかに使用者に通知しなければならない。

(使用申請後の変更)

**第12条** 使用者は、三鷹市スポーツバス使用申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続をとらなければならない。

(使用報告)

**第13条** 使用者は、使用後速やかに三鷹市スポーツバス使用報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(添乗責任者)

**第14条** 使用者は、あらかじめ最低1人の添乗責任者を定めなければならない。添乗責任者は次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 車内の秩序維持
- (2) 乗車人員の確認
- (3) 駐車場等におけるバスの誘導
- (4) その他バスの安全運行のため、積極的に協力すること。

(路線変更の禁止)

**第15条** 使用者は、バス運行に際して道路事情の悪化を除き、承認を受けた路線を変更してはならない。

(使用承認後の変更等)

**第7条** 市長は、自然条件、車両故障等によりバスの使用に支障が生じた場合は、使用承認後も使用日時の変更又は使用の取消しをすることができる。この場合において市長は、速やかに使用者に通知しなければならない。

(使用申請後の変更)

**第8条** 使用者は、三鷹市スポーツバス使用申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続をとらなければならない。

(使用報告)

**第9条** 使用者は、使用後速やかに三鷹市スポーツバス使用報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(添乗責任者)

**第10条** 使用者は、あらかじめ最低1人の添乗責任者を定めなければならない。添乗責任者は次に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 車内の秩序維持
- (2) 乗車人員の確認
- (3) 駐車場等におけるバスの誘導
- (4) その他バスの安全運行のため、積極的に協力すること。

(路線変更の禁止)

**第11条** 使用者は、バス運行に際して道路事情の悪化を除き、許可を受けた路線を変更してはならない。

(使用者の遵守事項)

**第16条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内での飲酒は、厳禁とする。
- (2) 火薬及び揮発性の油類等危険物を持ち込まないこと。
- (3) その他安全運転の支障となる行為をしないこと。

(乗車の拒否)

**第17条** 運転従事者及び添乗責任者は、前条各号に掲げる事項を遵守しない者については、その者の乗車を拒否し、又は降車を命ずることができる。

(事故報告等)

**第18条** 運転従事者は、交通事故又は車両に故障が生じた場合は、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(委任)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の三鷹市教育委員会バス使用要綱（平成4年6月1日施行）によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(使用者の遵守事項)

**第12条** 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内での飲酒は、厳禁とする。
- (2) 火薬及び揮発性の油類等危険物を持ち込まないこと。
- (3) その他安全運転の支障となる行為をしないこと。

(乗車の拒否)

**第13条** 運転従事者及び添乗責任者は、前条各号に掲げる事項を遵守しない者については、その者の乗車を拒否し、又は降車を命ずることができる。

(事故報告等)

**第14条** 運転従事者は、交通事故又は車両に故障が生じた場合は、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(委任)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の三鷹市教育委員会バス使用要綱（平成4年6月1日施行）によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

2 改正後の三鷹市スポーツバス使用要綱第9条第1項の規定の適用については、令和8年度の使用計画案に限り、同項中「1月末」とあるのは「3月24日」とする。

様式 略

様式 略